

平成 29 年度 観光資源商品化支援事業 募集要領

平成 29 年 6 月 19 日
公益財団法人東京観光財団

1. 事業の背景と目的

2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けて観光都市東京への注目度が高まる中、今後増加が見込まれる国内外からの観光客の多様なニーズに対応するため、地域に根ざした新たな旅行商品を造成し提供することが求められています。

このため、当財団では平成 27 年度から地域素材の観光活用および旅行商品化に向けた支援を実施しています。

2. 公募の趣旨

今回の公募では、国内外からの更なる観光客誘致に向けて、地域資源の発掘および活用を目指す地域に対し、当財団および旅行商品化への知見・ノウハウを有する商品化支援員*1を中心とした観光分野の専門家が支援を行います。なお、企画が採用された場合には、支援は申請者の希望および当方の判断に基づき、以下の段階に分けて支援を行います。

- ① 観光資源となりうる地域素材を発掘し、観光資源としての活用方法を提案する
- ② 観光資源としての魅力を高めるための各種サポートを実施する
- ③ 観光資源を活用して更なる誘客につなげるための旅行商品造成をサポートする
- ④ 造成された旅行商品について販売を支援*2する

3. 募集概要

(1) 対象となる事業

東京都内において、地域の素材を活用し旅行商品化等により地域への誘客を目指す事業

(2) 対象者

東京都内の観光協会（連盟）、商工会議所・商工会、民間事業者、NPO 法人、大学、区市町村の観光行政 等

※申請者が企画の実行を民間事業者等に委託する（委託事業者）ことも可とします。

※他地域および同一地域内の他団体と共同（共同申請者）で行う企画も可とします。

4. 支援内容

支援に際しては以下の流れにて実施いたします。

(1) 方針の策定

採用された企画について、当財団と観光分野の専門家などが協力して、ご提出頂いた「企画説明書」を参考に、企画申請者および事業主体者（以下、企画者）と協議の上で支援方針を策定します。

*1 商品化支援員：国内の主要な旅行会社において、旅行商品の造成・販売に関する多くの実績と知見・ノウハウを有する担当者。

*2 販売支援：旅行会社のホームページなどを通じた販売など

(2) 支援の実施

(1)で作成した方針に基づき、支援を実施します。支援内容については **2.公募の趣旨**にて記載した段階に応じて、主に支援を実施します。

(3) その他支援

採用された企画およびこれに準ずる企画に対しては、当財団が必要と認めた場合、海外留学生を活用したモニターツアー等の実施および造成する商品または地域に対してメディアやアプリ等を通じたプロモーション支援なども検討します。

当財団では、旅行商品の販売に際して、以下の効果を目指してまいります。

《旅行商品販売による効果》

○地域振興、まちづくりへの波及

- ・ 地域内の観光関連産業（観光施設、宿泊業、飲食業など）の活性化
- ・ 交流人口の増加による地域経済の活性化

○周辺地域との広域連携強化

- ・ 周辺地域と連携した周遊ルートの形成による観光客の増加および長期滞在化

○インバウンドの拡大

- ・ 訪日外国人観光客の誘致促進

5. 応募方法

下記の要領に従って必要資料をご提出ください。

(1) 提出物

- 申請書（様式 1）
- 申請内容説明書（様式 2）
- 委託者・共同申請者申請書（様式 3）
- 誓約書（様式 4）
- 観光資源の内容が分かる資料（パンフレット等）
- 観光資源の画像（10 点以内）

(注) 1. 様式 3 は該当者が存在する場合のみ提出

2. 観光資源の内容が分かる資料に写真が含まれる場合には、画像の提出不要

なお、提出書類は以下の当財団ウェブサイトの「TCVB からのお知らせ」よりダウンロード可能です。<http://www.tcvb.or.jp/jp/index.html>

(2) 留意事項

- 応募に際して、1 団体につき複数の企画をご提出頂くことも可能です。
- 採用された企画に知的財産権（特許権・商標権等）が設定されていた場合、当該財産は当財団および支援旅行会社が事業実施にあたり無償で使用できるものとします。
- 応募する企画は公募の趣旨に沿ったものとし、第三者の権利を侵害しない内容であることとします。
- 公序良俗に反するもの、その他当財団が不適切と判断した企画は応募対象外とします。

- 本事業により開発された旅行商品およびプロモーションツール等の制作物に対する権利は企画者（地域）に帰属するものとします。但し、商品の造成・販売・プロモーション等において財団および支援旅行会社が必要とする際には無条件で利用できるものとします。
- 本事業は旅行商品化に向けた商品の造成および販売を支援するものであり、地域に対して費用補助を行うものではありません。
- 本事業における旅行商品の販売は、販売および送客の数量を保証するものではありません。

(3) 提出方法

以下の書類を郵送または持参により下記までご提出願います。

- ① 上記（1）に記載の提出物 各5部
- ② ①の電子データを収めた CD-R 1式 1枚

(4) 応募期限

平成 29 年 7 月 31 日（月）まで

※期限終了後でも観光資源等の状況により応募を受け付ける場合がございますのでご希望の場合は一度ご連絡下さい（但し、選考は同様に行います）。

(5) 提出先

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階
公益財団法人 東京観光財団 地域振興部 事業課
観光資源商品化支援事業担当宛

6. 選考方法

応募いただいた企画は、以下の基準により選考いたします。選考の概要は以下の通りです。

(1) 選考の評価基準

《選考基準》

- 地域でこれまで実施されていない企画か（新規性）
- 地域の特性を活かした企画か（地域性）
- 他に例のない個性豊かな企画か（独自性）
- 旅行商品造成に向けて継続的かつ計画的に取り組む意思があるか（継続性）
- 企画実施に向けた体制が整っているか（推進体制）

(2) 選考方法

応募があった企画について、応募書類の選考を行います。書類選考を通過した案件については現地調査および関係者へのヒアリングを実施いたします。

(3) 支援事業の決定

当財団が支援を行う事業を決定し、選考結果は書面にて連絡いたします。

【申込み・問い合わせ先】

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部事業課

亀島、石田、松岡、藤瀬

電話：03-5579-2682

Fax：03-5579-8785

E-mail：chiiki@tcvb.or.jp